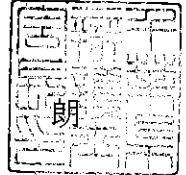


2013（平成25）年5月24日

千葉県弁護士会

会長 湯川芳朗



「生活保護法の一部を改正する法律案」の撤回・廃案を求める緊急会長声明

1 政府は、本年5月17日、生活保護法の一部を改正する法律案（以下、「改正案」という。）を閣議決定し、衆議院に提出した。

しかし、この改正案には、①生活保護申請を様式化することで違法な「水際作戦」を合法化する、②扶養親族への通知の徹底など保護申請に対する一層の萎縮的効果を及ぼす、との二点において、看過しがたい重大な問題がある。

2 改正案24条1項は、保護の開始の申請は、「要保護者の資産及び収入の状況」その他「厚生労働省令で定める事項」を記載した申請書を提出しなければならないとし、同条2項は、申請書には要否判定に必要な「厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」としている。これに関し、厚生労働大臣は5月14日の閣議後記者会見において「今まで運用でやっていたこと」「を法律に書くというだけの話なので、それほど運用面では変わらないと思いますよ」と述べた。

しかし、改正案は、①現行生活保護法24条1項が保護の申請を書面による要式行為とせず、且つ必要な書類の添付を申請の要件としていないことと比べて、また②口頭による保護申請も認められるとする確立した裁判例に照らして、申請時における申請者の負担を重くするものであることは明らかであり、ひいては保護申請権の行使に制限を加えるものであることは明らかである。

これまでの実務の運用において、厚生労働省は、保護を利用したいという意思が確認ができれば申請があったものとして取り扱い、各自治体の福祉事務所等の実施機関の責任において必要な調査を行った上で保護の要否の決定をなすべきものとしており、これに反する取扱、すなわち申請時において保護の要否判定に必要な書類を添付しない場合には「申請不受理」とすることは、「水際作戦」と呼ばれる違法な申請権侵害であることを認めていたところである。

しかし、この改正案では、申請時に保護の要否判定に必要な書類を添付しない場合に申請不受理としても何ら違法なものではなくなることになり、本来であれば違法な「水際作戦」を追認し、合法化することになる。ことに要式行為に不慣れだったりはじめない者や緊急を要する者の生活保護申請に著しい支障をきたす

ことは明白であり、これまでですら全国の生活保護の窓口でまん延している「水際作戦」がさらに横行し、いわゆる北九州餓死事件が全国で頻発する事態も否定できない。

- 3 また、改正案24条8項は、保護の実施機関に対し、保護開始の決定をしようとするときには予め扶養義務者に対して厚生労働省令で定める事項を通知することを義務づけ、さらに改正29条1項は、保護の実施機関に対し、扶養義務者の資産や収入状況などについて銀行や雇用主等に対して調査できる権限を付与し、且つ同条2項では官公署等に報告を義務づけている。

現行法下においても、保護開始申請を行おうとする要保護者が、扶養義務者への通知により生じる親族間のあづれきやスティグマ（恥の烙印）を恐れて申請を断念する場合は少なくない。またこれまでも扶養義務者に関する調査規定は設けられていたものの、実際に調査がなされたという事例はほほないものと思われるが、官公署等について扶養義務者の資産・収入等に関する報告義務を課したこと、ただでさえ扶養義務者への通知に保護申請に対する萎縮的効果があるところに一層の萎縮的効果を及ぼすことになるのは明らかであり、容認できない。そもそも民法上の扶養義務は審判等により具体化する権利であり、そういった実体法上の確定手続を経ずに、ただ扶養義務者の資産・収入等について官公署等に回答を義務づけることの理由が全く不明である。またそもそも扶養義務者の扶養は生活保護の要件とは解されていない（厚生労働省は「扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。」との通知を発出している（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第9の2（『生活保護手帳2011年度版』288頁））。この点は改正されていない。）ため、扶養義務者の資産・収入等の調査権限の強化は、まずもって生活保護申請に対する萎縮的効果を与えることを目的とするもの以外に考えられない。

- 4 上記のとおり、今般の改正案は、「水際作戦」を合法化するものであり、申請に対して一層の萎縮的効果を及ぼすことにより、客観的には生活保護の利用要件を満たしているにもかかわらず、これを利用することのできない要保護者が続出し、多数の自殺・餓死・孤立死等の悲劇を招くおそれがある。これはわが国における生存権保障（憲法25条）を空文化させるものであって到底容認できない。

よって、当会は、改正案の撤回・廃案を強く求める。

以 上